

# 入境旅客攜帶行李物品報驗稅放辦法第四條附表

入境旅客攜帶自用農畜水產品、菸酒、大陸地區物品限量表(台灣に入国する際に適用される)

一、農畜水產品及菸酒類貨品（農產、畜產、水產物、タバコおよびお酒類）			
品名	數量	備註	
農畜水產品類 (農產、畜產、水產物)	六公斤 (6キロ)	<p>一、食米、花生（限熟品）、蒜頭（限熟品）、乾金針、乾香菇、茶葉各不得超過一公斤。</p> <p>食用米、落花生（調理済み）、にんにく（調理済み）、乾金針花（忘れ草の花）、乾しいたけ及びお茶葉それぞれ1キロ以下。</p> <p>二、鮮果實禁止攜帶。</p> <p>フレッシュフルーツの携帶が禁止されています。</p> <p>三、活動物及其產品禁止攜帶。但符合動物傳染病防治條例規定之犬、貓、兔及動物產品，以及經乾燥、加工調製之水產品，不在此限。其中符合動物傳染病防治條例規定之犬、貓、兔，不受限量六公斤之限制。</p> <p>生きている動物及びその製品携帶が禁止されています。ただし、「動物伝染病防止条例」に規定されている犬、猫、ウサギ及び動物製品または乾燥、加工などによって調理された水產物が例外とします。そのなか、動物伝染病防止条例の規定に合った犬、猫、ウサギは6キロの制限に適しません。</p> <p>四、活植物及其生鮮產品禁止攜帶。但符合植物防疫檢疫法規定者，不在此限。</p> <p>生きている植物及びその生製品の持込を禁止します。ただし、「植物防疫檢疫法」の条例規定に合うものが例外とします。</p>	
菸酒類		<p>一、限年滿二十歲之成年旅客攜帶，進口供自用，進口後並不得作營</p>	

1	酒	五公升 (5リットル)	業用途使用。 20歳以上の成年旅行者のみ、持込を許可します。持ち込んだものは個人用に限られ、商業販売することが認めません。	
2	菸	捲菸 (紙巻タバコ) 或菸絲 (刻みタバコ)	五條(一,000支) (5カートン；1,000本)	
		或雪茄 (葉巻タバコ)	五磅 (5パウンド)	
		一二五支 (125本)		
二、其中每人每次酒類一公升(不限瓶數)，捲菸二〇〇支或菸絲一磅或雪茄二十五支免稅。		そのうち、一回につき酒類1リットル(本数に問わず)、紙巻タバコ200本または刻みタバコ1パウンドまたは葉巻タバコ25本が免税となります。		
三、不限瓶數，但攜帶未開放進口之大陸地區酒類限量一公升。		携帶本数に問わないが、輸入許可されていない中国産のお酒は1リットルを上限とします。		

## 二、大陸地區物品（中国地区産の品物）

品 名	數 量	備 註
干貝 (貝柱)	一．二公斤 (1.2キロ)	一、食米、花生(限熟品)、蒜頭(限熟品)、乾金針、乾香菇、茶葉各不得超過一公斤。
鮑魚乾 (乾あわび)	一．二公斤 (1.2キロ)	食用米、落花生(調理済み)、にんにく(調理済み)、乾金針花(忘れ草の花)、乾しいたけ及びお茶葉それぞれ1キロ以下。
燕窩 (ツバメの巣)	一．二公斤 (1.2キロ)	
魚翅 (ふかひれ)	一．二公斤 (1.2キロ)	

農畜水產品類 (農畜水產物)	六公斤 (6キロ)	<p><b>二、鮮果實禁止攜帶。</b> フレッシュフルーツの携帯が禁止されています。</p> <p><b>三、活動物及其產品禁止攜帶。</b>但符合動物傳染病防治條例規定之動物產品，以及經乾燥、加工調製之水產品，不在此限。 生きている動物及びその製品の持込を禁止します。ただし、「動物伝染病防止条例」の規定に合っている動物製品及び乾燥、加工などによって調理された水產物が例外とします。</p> <p><b>四、活植物及其生鮮產品禁止攜帶。</b>但符合植物防疫檢疫法規定者，不在此限。 生きている植物及びその製品の持込が禁止されています。ただし、「植物防疫檢疫法」の条例規定に合うものが例外とします。</p>
罐頭 (缶詰)	各六罐 (各6缶)	
其他食品 (その他の食品)	六公斤 (6キロ)	

日本語訳と中国語原文の不一致がみられる場合、中国語の規定に従ってください。